



Vol.4

弁護士 岸田鑑彦
狩野・岡・向井法律事務所

★消えるボールペンと労務管理

1 消えるボールペンで残業時間の改ざん

少し前になりますが、消防署の総務課の職員が、消えるボールペンを用いて残業時間数を改ざんし、残業代として約70万円を不正に受給していたということがニュースになりました。

ニュースで読んだ限りですが、この職員は、「勤務管理表」に記載した残業時間数を、上司のチェックを受けた後に、消えるボールペンを用いて実際よりも長く書き変えて申請し、その後、ばれないように元通りに書き直していたようです。

ここまで周到に細工をされると、すぐに見破るのは困難でしょう。ついにここまできたかという感じです。ちなみに、この職員は懲戒免職処分となったようです。

2 手書きメモの信用性

裁判の世界でも、ボールペンで手書きしたメモ、ノート、手帳（特に

取り外しができない一体型のもの）は、非常に信用性の高い証拠として扱われます。特に時系列で記載がされていると、裁判所も、おそらく当時記載したものだろうという心証を抱きます。

私が経験した残業代裁判でも、労働者側が、長時間残業を立証するために怪しい手帳を証拠として提出してきたがありました。

なぜか毎日の出勤・退勤時間と仕事の予定しか記載がなく、プライベートな記載が殆どありませんでした。

しかし、不自然な手帳でも、手書きでそれなりの体裁が整っていると、なかなかその信用性を崩すのが難しいのが実情です。この裁判でも、労働者に有利な労働時間認定がされたと記憶しています。

まだまだ、紙の文化、手書きの文化が根強く残っているのが裁判の世界です。

ですから、私どもも何かあった時

Labor-management.net News Vol.4

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士岸田鑑彦が解決！

は、忘れないうちにすぐにメモを取ったり、ノートに記載してくださいとアドバイスしています。

もっとも、消えるボールペンとなると話は別です。手書きのメモに信用性があるのは、ボールペンで書かれたものは消せないという大前提があるからです。消せるとなると、鉛筆で書いたのと変わりませんからその信用性はガクッと下がります。今後は、消えるボールペンで記載されたか否か、消えるボールペンで改ざんがなされたか否かが、裁判の争点になることもあるかもしれません。

3 労務管理の在り方

あらぬ疑いをかけられないためにも、会社が残す文書に、消えるボールペンは使わない方がよいでしょう。

また、これは技術的なことですが、問題社員がいて、裁判対策として会社の方に手書きの文書やメモ（裁判の証拠として用いる文書）を作つてもらう時は、念のため私どもの事務

所に F A X してもらうようにしています。F A X すれば少なくとも受け取った文書に日時の印字がされるので、後で文書を改ざんしたと言われる可能性は低くなります。

これに対して、労働者の不正、改ざんを見抜くのは至難の業です。全従業員を対象にするのは難しいですが、例えば怪しい労働者がいる場合は、その労働者が作成した文書やタイムカードのコピーを取ったり、写真を撮っておくのも一つの方法です。労働者がコピーを取られていることに気付かず改ざんすれば、後で矛盾点を指摘することができます。

改ざんしたことがわかると処分の対象になり得ますし、裁判でも改ざんをおこなった労働者の印象は非常に悪く、一部の改ざんであっても、全体の信用性が一気になくなります。

改ざんを疑いながら労務管理するのは非常に残念なことですが、このような現実がある以上、それも仕方のないことです。